

長崎県管工事業協同組合連合会からのお知らせです。

長管協発 6 第 2 号
令和 6 年 4 月 3 日

組合員 各位

長崎市管工業協同組合
理事長 谷村 正夫
(公 印 省 略)

工期に関する基準の実施について

標記の件につきまして、長崎県建設産業団体連合会よりご案内が届いております。関係資料を新旧対照表と合わせて、ご確認の程、よろしくお願い致します。

※勧告書（中央建設業審議会） →別添資料

※工期に関する基準_本文（改定後）

<https://xgf.nu/ejodH>



※工期に関する基準_参考事例集

<https://xgf.nu/M9Dfg>



※工期に関する基準 新旧対照表

<https://xgf.nu/9ZxvC>



国土交通省中建審第1号
令和6年3月27日

公共発注者の長 殿
建設業者団体の長 殿
民間発注者団体の長 殿

中央建設業審議会会長 大久保哲夫

工期に関する基準の実施について

適正な工期設定を通じて長時間労働を是正するとともに、週休2日を確保することは、建設業の将来の担い手を確保する観点からも極めて重要です。一方、適正な工期の実現に向けては、建設業者による生産性向上などの自助努力とあわせて、発注者の理解と協力を得ながら取組を進めていくことが不可欠です。

こうした中、適正な工期による請負契約の締結を促し、働き方改革を促進するため、令和2年7月20日に工期に関する基準案について中央建設業審議会で審議を行い、同年7月31日に勧告したところです。

今般、令和6年4月から、建設業においても罰則付き時間外労働規制が適用されることも踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、工期に関する基準の見直しについて、中央建設業審議会で審議を行った結果、別紙のとおり基準を改定することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

以上